

【指標】 ○ 利用者ニーズの反映等状況（意見募集や情報・意見交換等の実施状況、相談窓口開設回数等）	また、相談や苦情等に対して適切に対応する。 【指標】 ○ 利用者ニーズの反映等状況 ・ 利用者へのアンケート調査による意見募集回数：年1回以上 ・ 漁業信用基金協会、融資機関等関係機関との情報・意見交換回数：年7回以上 ・ 現地水産関係団体との情報・意見交換回数：年3回以上		度においては、新型コロナウイルス感染症の拡大状況を鑑み、現地水産関係団体等の訪問は行えなかったが、ウェブ会議による意見交換を5回行い、4年度においては、新型コロナウイルス感染症の拡大状況をみつつ、現地での意見交換を3回行った（※令和2年度においては新型コロナウイルス感染症の影響により指標を下回る実績となったが、基金協会や融資機関等関係機関との情報・意見交換は例年以上に実施することにより現地の状況を聴取する等した。）。 ○ 台風等の災害による被害や新型コロナウイルス感染症の影響を受けた漁業者等を対象に、資金の円滑な融通、既貸付金の償還猶予等に関する相談窓口を速やかに開設した（平成30年度～令和4年度累計35回）。			
---	--	--	---	--	--	--

1. 当事務及び事業に関する基本情報								
第1－3－(5)		漁業信用保険業務－事務処理の適正化及び迅速化						
2. 主な経年データ								
主要なアウトプット（アウトカム）情報								
指標等	達成目標	（参考） 平成29年度 （2017年度）	30年度 （2018年度）	令和元年度 （2019年度）	2年度 （2020年度）	3年度 （2021年度）	4年度 （2022年度）	（参考情報） 当該年度までの累積値等、必要な情報
業務処理方法についての点検及び見直しの検討	年1回以上	－	1回	1回	1回	1回	1回	
標準処理期間内の処理								
保険通知の処理・保険料徴収	37日	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	
保険金支払審査	25日	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	
納付回収金の収納	29日	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	
長期資金貸付審査	償還日と同日付貸付	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	
短期資金貸付審査	8日	－	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	
担当部署及び会計部署における点検実施回数	毎月1回以上	毎月1回以上	毎月1回以上	毎月1回以上	毎月1回以上	毎月1回以上	毎月1回以上	
3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価			
			業務実績	自己評価	（見込評価）		（期間実績評価）	
(5) 事務処理の適正化及び迅速化 利用者の手続面での負担の軽減や業務の質的向上を図るため、次の事項を実施し、適正な事務処理を行うとともに、その迅速化を図る。 ア 保険引受、保険金支払等の各業務について、利用者の利便性の向上等に資する観点から、事務手続の簡素化等業務処理の方法	(5) 事務処理の適正化及び迅速化 利用者の手続面での負担の軽減や業務の質的向上を図るため、次の事項を実施し、適正な事務処理を行うとともに、その迅速化を図る。 ア 保険引受、保険金支払等の各業務について、利用者の利便性の向上等に資する観点から、事務手続の簡素化等業務処理の方法	<主な定量的指標> なし <その他の指標> ○ 業務処理方法についての点検及び見直しの実施状況 ・ 業務処理方法についての点検及び見直しの検討：年1回以上 ・ 業務処理方法についての見直しの実施状況 ○ 担当部署及び会計部署における点検実施回数：毎月1回以上 <評価の視点>	<主要な業務実績> ア 業務処理方法についての点検及び見直しの実施状況 ○ 令和元年度から4年度において、公文書の発出にかかる事務処理が適切に行われなかった事案等が発生したが、都度、再発防止策を講じることにより、適切な事務処理の実施を図った。 ○ 直近の令和4年度においては、国の補助事業の保険引受等の状況について、四半期に1回報告を行っている「報告書」の一部で保険引受残高の記載誤りが判明した。 事案原因は、当該事業に係る保険引受一覧表（以下、「一覧表」という）を作成後一覧表から報告書へ転記を行う際に作成者の記載誤り、また、確認者が誤りに気づくことが出来なかったことにより発生したものであり、再発防止策として、 ① 一覧表からの転記部分をハイライト表示することによる転記ミス防止、 ② 一覧表と報告書の転記部分に確認者が記号を付すことによるチェック漏れの防止を行うことにより、再発防止を図った。	<自己評価> 評価：B 公文書の発出に係る事務処理が適切に行われなかった事案等があったが、適切な処理を行うとともに、再発防止策を講じた。 上記を踏まえ、概ね計画が達成されていることから、Bとする。 <課題と対応> －	<評価に至った理由> 中期目標及び中期計画に基づく取組を適確に実施していることから、「B」評価が妥当である。 <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> － <その他事項> －		<評価に至った理由> 中期目標及び中期計画に基づく取組を適確に実施していることから、「B」評価が妥当である。 <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> － <その他事項> －	

について毎年度点検を実施し、必要に応じて見直しを行う。 【指標】 ○ 業務処理方法についての点検及び見直しの実施状況 イ 保険引受、保険金支払等の業務について、審査等の適正性を確保しつつ、標準処理期間内に案件の処理を行う。 <目標水準の考え方> 前中期目標期間において、目標(85%以上の処理)の確実な達成が見込めるため、本中期目標期間においては、一層の業務の見直しによる業務処理の迅速化を求めるため、目標を15ポイント引き上げ、全ての案件を標準処理期間内に処理することが適当。 なお、利用者からの提出書類・データの不備の補正に要した期間など、信用基金の責めに帰すべき事由とならな	について毎年度点検を実施し、必要に応じて見直しを行う。 【指標】 ○ 業務処理方法についての点検及び見直しの実施状況 - 業務処理方法についての点検及び見直しの検討:年1回以上 - 業務処理方法についての見直しの実施状況 イ 保険引受、保険金支払等の業務について、審査等の適正性を確保しつつ、以下の標準処理期間内に案件の処理を行う。 (ア) 保険通知の処理・保険料徴収 37日 (イ) 保険金支払審査 25日 (ウ) 納付回収金の収納 29日 (エ) 貸付審査 漁業長期資金償還日と同日付貸付 漁業短期資金 8日 ウ 保険料の誤徴収事案等の再発防止策を踏まえ、保険料	利用者の手続面での負担の軽減や業務の質的向上を図るため、事務処理の適正化及び迅速化に向けた取組は行われているか	イ 標準処理期間内の事務処理 事務は、標準処理期間内に全て処理を行った。 ウ 保険料や貸付金利息等の確実な徴収 ○ 保険料及び貸付金利息の徴収に当たっては、請求・納入の都度、担当部署及び会計部署において複数の職員が正確性の点検を行い、定められた納入期日に確実に徴収した。 ○ 貸付金について、期日どおりに確実に回収した。			
--	---	--	--	--	--	--

いものについては、標準処理期間から除くことが適当。 ウ 保険料の誤徴収事案等の再発防止策を踏まえ、保険料及び貸付金利息の徴収に当たっては、請求・納入の都度、担当部署及び会計部署において正確性の点検を実施し、保険料や貸付金利息を確実に徴収する。 また、貸付金については、確実に回収する。 【指標】 ○ 担当部署及び会計部署における点検実施状況	及び貸付金利息の徴収に当たっては、請求・納入の都度、担当部署及び会計部署において正確性の点検を実施し、保険料や貸付金利息を確実に徴収する。 また、貸付金については、確実に回収する。 【指標】 ○ 担当部署及び会計部署における点検実施回数：毎月1回以上					
---	---	--	--	--	--	--

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
第1－4	農業保険関係業務

2. 主要な経年データ							
①主要なアウトプット（アウトカム）情報		②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
農業保険関係業務			平成30年度 （2018年度）	令和元年度 （2019年度）	2年度 （2020年度）	3年度 （2021年度）	4年度 （2022年度）
（１） 農業保険関係業務についての情報提供の充実及び利用者の意見の反映 （第１－４－（１）参照）		予算額（千円）	117,321,504	161,344,943	161,352,705	161,350,000	161,344,590
（２） 共済団体等に対する貸付業務の適正な実施 （第１－４－（２）参照）		決算額（千円）	403,700	1,015,949	1,552,774	14,758	517,409
		経常費用（千円）	14,187	14,585	12,903	16,641	18,100
		経常収支（千円）	5,575	177	△617	△2,910	△1,674
		行政コスト（注）（千円）	△5,549	14,630	14,381	16,641	18,152
		従事人員数（人） ※期首の全体数	※110	※108	※110	※111	※108

（注）「行政コスト」欄について、平成30年度は「行政サービス実施コスト」である。

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価		
			業務実績	自己評価	（見込評価）		（期間実績評価）
第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項 4 農業保険関係業務 （1） 農業保険関係業務についての情報提供の充実及び利用者の意見の反映 （第1－4－（1）参照） （2） 共済団体等に対する貸付業務の適正な実施 （第1－4－（2）参照）	第1－4－（1）及び（2）を参照。	同左	同左	評価：B 2項目についてBとしたことから、中項目「4 農業保険関係業務」についてはB評価とする。	評価 B <評価に至った理由> 2つの小項目のうち、2項目でBとなり、「独立行政法人農林漁業信用基金の業務の実績に関する評価の基準」に基づき評価を行った結果、中項目「4 農業保険関係業務」についてはB評価とする。 （2項目×2点／2項目×2点）＝100% ※算定にあたっては、評価毎の点数を、S：4点、A：3点、B：2点、C：1点、D：0点としている。 <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> － <その他事項> －	評価 B <評価に至った理由> 2つの小項目のうち、2項目でBとなり、「独立行政法人農林漁業信用基金の業務の実績に関する評価の基準」に基づき評価を行った結果、中項目「4 農業保険関係業務」についてはB評価とする。 （2項目×2点／2項目×2点）＝100% ※算定にあたっては、評価毎の点数を、S：4点、A：3点、B：2点、C：1点、D：0点としている。 <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> － <その他事項> －	

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
第1-4-(1)	農業保険関係業務－農業保険関係業務についての情報提供の充実及び利用者の意見の反映

2. 主要な経年データ								
主要なアウトプット（アウトカム）情報								
指標等	達成目標	（参考） 平成29年度 （2017年度）	30年度 （2018年度）	令和元年度 （2019年度）	2年度 （2020年度）	3年度 （2021年度）	4年度 （2022年度）	（参考情報） 当該年度までの累積値等、必要な情報
農業共済団体等への農業保険関係業務の周知回数	年1回以上	3回	10回	18回	19回	15回	56回	

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価		
			業務実績		自己評価		
			（見込評価）		（期間実績評価）		
4 農業保険関係業務 (1) 農業保険関係業務についての情報提供の充実及び利用者の意見の反映 信用基金の農業保険関係業務の役割や手続きについて、利用者等に対し、図表なども含めて分かりやすい形で周知するなど情報提供の充実を図るとともに、利用者からの意見募集を幅広く定期的に行い、業務運営に適切に反映させる。 【指標】 ○ 農業共済団体等への農業保険関係業務の周知状況	4 農業保険関係業務 (1) 農業保険関係業務についての情報提供の充実及び利用者の意見の反映 信用基金の農業保険関係業務の役割や手続きについて、利用者等に対し、図表なども含めて分かりやすい形で周知するなど情報提供の充実を図るとともに、利用者からの意見募集を幅広く定期的に行い、業務運営に適切に反映させる。また、相談や苦情等に対して適切に対応する。 【指標】 ○ 農業共済団体等への農業保険関係業務の周知回数：年	<主な定量的指標> なし <その他の指標> ○ 農業共済団体等への農業保険関係業務の周知回数：年1回以上 <評価の視点> 利用者に対する情報提供の充実、意見募集を行い、業務運営に反映させる取組は行われているか	<主要な業務実績> ○ 農業保険関係業務についての情報提供の充実 NOSA I イントラネットに、以下の情報を掲載した。 ① 農業保険関係業務の概要（毎年度） ② 農業共済組合等の財務状況調査結果（毎年度） ③ 貸付金利の変更（延べ106回） ④ 農業保険関係業務貸付取扱要領の変更（平成30年度、令和4年度） ○ 全国会長会議等の全国会議において、農業保険関係業務の業務実績等について説明した。 ○ 利用者である農業共済団体から、事業運営の実態にあわせて信用基金の貸付取扱要領を見直すよう要請があり、その要請に応じて、信用基金は貸付額の算定方法や徴求書類の変更を行った。 なお、意見があったものの、反映していない案件はない。		<自己評価> 評価：B 情報提供の充実及び利用者の意見の反映に取り組んだことから、Bとする。 <課題と対応> －		
			評価		B		
			<評価に至った理由> 中期目標及び中期計画に基づく取組を適確に実施していることから、「B」評価が妥当である。 <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> － <その他事項> －		<評価に至った理由> 中期目標及び中期計画に基づく取組を適確に実施していることから、「B」評価が妥当である。 <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> － <その他事項> －		

	1 回以上					
--	-------	--	--	--	--	--

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
第1-4-(2)	農業保険関係業務－共済団体等に対する貸付業務の適正な実施

2. 主な経年データ								
主要なアウトプット（アウトカム）情報								
指標等	達成目標	（参考） 平成29年度 （2017年度）	30年度 （2018年度）	令和元年度 （2019年度）	2年度 （2020年度）	3年度 （2021年度）	4年度 （2022年度）	（参考情報） 当該年度までの累積値等、必要な情報
標準処理期間								
貸付審査	4日	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	—	100.0%	

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価			
			業務実績		自己評価		（見込評価）	
							（見込評価）	（期間実績評価）
(2) 共済団体等に対する貸付業務の適正な実施 ア 共済団体等に対する貸付業務は、農業共済制度及び農業経営収入保険事業の円滑な実施を担保するためのセーフティネットであることを踏まえ、大災害時等の緊急的な対応を除き、信用基金から共済団体等に対し、民間金融機関からの融資を受けるよう促す。 その上で、共済団体等に対し貸付けを行う場合は、迅速かつ着実に実施するため、貸付審査の適正性を確保しつ	(2) 共済団体等に対する貸付業務の適正な実施 ア 共済団体等に対する貸付業務は、農業共済制度及び農業経営収入保険事業の円滑な実施を担保するためのセーフティネットであることを踏まえ、大災害時等の緊急的な対応を除き、信用基金から共済団体等に対し、民間金融機関からの融資を受けるよう促す。 その上で、共済団体等に対し貸付けを行う場合は、迅速かつ着実に実施するため、貸付審査の適正性を確保しつ	<主な定量的指標> なし <その他の指標> なし <評価の視点> 共済団体等に対して、民間金融機関から融資を受けるよう促す取組が行われているか。適正な事務処理が行われているか	<主要な業務実績> ア 民間金融機関から融資を受けるよう促進 ○ NOSAIイントラネットや、全国会長会議等の全国会議を通じて、共済団体等に対して、民間金融機関から融資を受けるよう促した。 ○ 共済団体に対し、災害等により被災した農業者に対する共済金の支払いに必要な資金の貸付けを8回（平成30年度～令和4年度累計）行った。 いずれの貸付けについても、 ・ 当該借入申込みが大災害時等の緊急的な対応かどうか ・ 緊急的な対応ではない場合、民間金融機関からの融資を検討した上で信用基金から借入れを行うこととした理由を内容とする調書を徴求した。 ○ 事務は、標準処理期間内に全て処理を行った。 イ 適切な水準の貸付金利の設定 ○ 貸付金利について、農業共済団体等にとって過大な負担にならないよう、市中金利と同程度の水準（借入申込み期間に相当する全銀協日本円TIBORレートに、一定の率を上乗せ）に設定した。 ウ 貸付金及び貸付金利息の確実な回収 ○ 貸付金及び貸付金利息について、定められた期日どおりに全額回収（償還期限未到来分を除く）した。		<自己評価> 評価：B 共済団体等に対する貸付業務の適正な実施に取り組んだことから、Bとする。 <課題と対応> —		評価 B <評価に至った理由> 中期目標及び中期計画に基づく取組を適確に実施していることから、「B」評価が妥当である。 <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> — <その他事項> —	評価 B <評価に至った理由> 中期目標及び中期計画に基づく取組を適確に実施していることから、「B」評価が妥当である。 <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> — <その他事項> —

つ、標準処理期間内に全ての案件を処理する。 イ 貸付金利については、貸付目的、調達コスト、市中金利等を考慮した適切な水準に設定する。 ウ 貸付金及び貸付金利息については、定められた期日に確実に回収する。	つ、標準処理期間（４日）内に全ての案件を処理する。 イ 貸付金利については、貸付目的、調達コスト、市中金利等を考慮した適切な水準に設定する。 ウ 貸付金及び貸付金利息については、定められた期日に確実に回収する。					
--	--	--	--	--	--	--

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
第1－5	漁業災害補償関係業務

2. 主要な経年データ						
①主要なアウトプット（アウトカム）情報		②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）				
漁業災害補償関係業務			平成30年度 （2018年度）	令和元年度 （2019年度）	2年度 （2020年度）	3年度 （2021年度）
(1) 漁業災害補償関係業務についての情報提供の充実及び利用者の意見の反映 （第1－5－（1）参照）		予算額（千円）	28,431,756	28,428,508	28,440,045	30,560,625
(2) 共済団体に対する貸付業務の適正な実施 （第1－5－（2）参照）		決算額（千円）	14,149	17,120	15,528,058	67,230,227
		経常費用（千円）	9,703	15,988	20,295	21,382
		経常収支（千円）	△3,820	△9,952	△9,923	51,714
		行政コスト（注）（千円）	2,630	15,992	20,417	21,382
		従事人員数（人） ※期首の全体数	※110	※108	※110	※111
						※108

（注）「行政コスト」欄について、平成30年度は「行政サービス実施コスト」である。

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価		
			業務実績	自己評価	（見込評価）		（期間実績評価）
第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項 5 漁業災害補償関係業務 （1） 漁業災害補償関係業務についての情報提供の充実及び利用者の意見の反映 （第1－5－（1）参照） （2） 共済団体に対する貸付業務の適正な実施 （第1－5－（2）参照）	第1－5－（1）及び（2）を参照。	同左	同左	評価：A 1項目についてA、1項目についてBとしたことから、中項目「5 漁業災害補償関係業務」についてはA評価とする。	評価 A <評価に至った理由> 2つの小項目のうち、1項目でA、1項目でBとなり、「独立行政法人農林漁業信用基金の業務の実績に関する評価の基準」に基づき評価を行った結果、中項目「5 漁業災害補償関係業務」についてはA評価とする。 $(1\text{項目} \times 3\text{点} + 1\text{項目} \times 2\text{点}) / (2\text{項目} \times 2\text{点}) = 125\%$ ※算定にあたっては、評価毎の点数を、S：4点、A：3点、B：2点、C：1点、D：0点としている。 <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> － <その他事項> －	評価 A <評価に至った理由> 2つの小項目のうち、1項目でA、1項目でBとなり、「独立行政法人農林漁業信用基金の業務の実績に関する評価の基準」に基づき評価を行った結果、中項目「5 漁業災害補償関係業務」についてはA評価とする。 $(1\text{項目} \times 3\text{点} + 1\text{項目} \times 2\text{点}) / (2\text{項目} \times 2\text{点}) = 125\%$ ※算定にあたっては、評価毎の点数を、S：4点、A：3点、B：2点、C：1点、D：0点としている。 <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> － <その他事項> －	

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
第1-5-(1)	漁業災害補償関係業務－漁業災害補償関係業務についての情報提供の充実及び利用者の意見の反映

2. 主要な経年データ								
主要なアウトプット（アウトカム）情報								
指標等	達成目標	（参考） 平成29年度 （2017年度）	30年度 （2018年度）	令和元年度 （2019年度）	2年度 （2020年度）	3年度 （2021年度）	4年度 （2022年度）	（参考情報） 当該年度までの累積値等、必要な情報
漁業共済団体への漁業災害補償関係業務の周知回数	年1回以上	－	1回	2回	2回	2回	2回	

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価			
			業務実績		自己評価		（見込評価）	
							（見込評価）	（期間実績評価）
5 漁業災害補償関係業務 (1) 漁業災害補償関係業務についての情報提供の充実及び利用者の意見の反映 信用基金の漁業災害補償関係業務の役割や手続きについて、利用者等に対し、図表なども含めて分かりやすい形で周知するなど情報提供の充実を図るとともに、利用者からの意見募集を幅広く定期的に行い、業務運営に適切に反映させる。	5 漁業災害補償関係業務 (1) 漁業災害補償関係業務についての情報提供の充実及び利用者の意見の反映 信用基金の漁業災害補償関係業務の役割や手続きについて、利用者等に対し、図表なども含めて分かりやすい形で周知するなど情報提供の充実を図るとともに、利用者からの意見募集を幅広く定期的に行い、業務運営に適切に反映させる。また、相談や苦情等に対して適切に対応する。	<主な定量的指標> なし <その他の指標> ○ 漁業共済団体への漁業災害補償関係業務の周知回数：年1回以上 <評価の視点> 利用者に対する情報提供の充実、意見募集を行い、業務運営に反映させる取組は行われているか	<主要な業務実績> ○ 漁業災害補償関係業務についての情報提供の充実 毎年度、信用基金ホームページに掲載しているリーフレットを更新した。 利用者の利便性向上の観点から、諸規程の改正などについて信用基金ホームページに関係者専用ページを設置して掲載した。 また、利用者等に対し情報提供の充実を図る観点から、業務統計年報をホームページ上に掲載した。 https://www.jaffic.go.jp/guide/gyosai/index.html ○ 令和3年度に、不漁の継続や新型コロナウイルス感染症の影響により、想定していない規模の漁業共済の支払が生じ、国が支払うべき保険金の支払不足が生じている状況の中、利用者である漁業共済団体から、信用基金へ貸付限度額及び短期借入金の限度額を上回る借入れの要請があったことから、その要請に応えるため、信用基金は業務方法書に定める貸付限度額及び中期計画に定める短期借入金の限度額の認可申請を経て、信用基金から漁業共済団体への貸付けを行った。 また、漁業災害補償関係業務運営委員会で各委員からご報告いただいた漁業被害の状況等の情報を、信用基金は各県の被害状況の把握や今後の資金ニーズの把握、借入額の予測に活用した。 なお、意見があったものの、反映していない案件はない。		<自己評価> 評定：B 情報提供の充実及び利用者の意見の反映に取り組んだことから、Bとする。 <課題と対応> －			
【指標】 ○ 漁業共済団体への漁業災害補償関係業務の周知状況	【指標】 ○ 漁業共済団体への漁業災害補償関係業務						評定 B <評定に至った理由> 中期目標及び中期計画に基づく取組を適確に実施していることから、「B」評価が妥当である。 <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> － <その他事項> －	評定 B <評定に至った理由> 中期目標及び中期計画に基づく取組を適確に実施していることから、「B」評価が妥当である。 <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> － <その他事項> －

	務の周知回数： 年1回以上					
--	------------------	--	--	--	--	--

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
第1-5-(2)	漁業災害補償関係業務－共済団体に対する貸付業務の適正な実施

2. 主な経年データ								
主要なアウトプット（アウトカム）情報								
指標等	達成目標	（参考） 平成29年度 （2017年度）	30年度 （2018年度）	令和元年度 （2019年度）	2年度 （2020年度）	3年度 （2021年度）	4年度 （2022年度）	（参考情報） 当該年度までの累積値等、必要な情報
標準処理期間								
貸付審査	－	－	－	－	100%	100%	100%	

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価			
			業務実績	自己評価	(見込評価)		(期間実績評価)	
					評定	A	評定	A
(2) 共済団体に対する貸付業務の適正な実施 ア 共済団体に対する貸付業務は、漁業災害補償制度の円滑な実施を担保するためのセーフティネットであることを踏まえ、大災害時等の緊急的な対応を除き、信用基金から共済団体に対し、民間金融機関からの融資を受けるよう促す。 その上で、共済団体に対し貸付けを行う場合は、迅速かつ着実に実施するため、貸付審査の適正性を確保しつつ、標準処理期間内に全ての案	(2) 共済団体に対する貸付業務の適正な実施 ア 共済団体に対する貸付業務は、漁業災害補償制度の円滑な実施を担保するためのセーフティネットであることを踏まえ、大災害時等の緊急的な対応を除き、信用基金から共済団体に対し、民間金融機関からの融資を受けるよう促す。 その上で、共済団体に対し貸付けを行う場合は、迅速かつ着実に実施するため、貸付審査の適正性を確保しつつ、標準処理期間(4日)内に全	<主な定量的指標> なし <その他の指標> なし <評価の視点> 共済団体に対して、民間金融機関から融資を受けるよう促す取組が行われているか。適正な事務処理が行われているか	<主要な業務実績> ○ 共済団体に対し、民間金融機関から融資を受けるよう促したが、市中銀行等からの借入れに要する時間や借入金額についてスムーズな対応が困難であることから、令和2年度より信用基金が貸付けを行うことになった。 事務は、標準処理期間内に全て処理を行った。 ○ 貸付金利については、令和2～4年度に検証を行った結果、信用基金が貸付原資を調達するに当たっての金融機関の貸出コスト等から全銀協日本円TIBORレートに0.35%上乗せした利率を適用した。 ○ 貸付金及び貸付金利息については、共済団体から定められた期日に回収した。 ○ 上記に加え、当初の計画にない以下の事項を実施した。 ・ 令和2～3年度にかけて、多くの魚種で共済金の支払が続き、この共済金支払い原資に充てるための信用基金から共済団体への貸付け及び信用基金の貸付資金調達のための民間金融機関からの借入れが多額となったことから、令和3年度に信用基金において、業務方法書に定める貸付限度額の変更、中期計画における借入限度について、通則法第45条第1項のただし書による限度額超過の認可申請を行うことにより、共済団体に対する貸付けに影響が出ないよう対応を行った。 ・ 第4期中期目標期間中の貸付金の最高残高は188億円であったが、この水準は、昭和39年の制度創設以来最高の残高水準であり、漁業災害補償関係業務に対する出資金及び利益剰余金の計約60億円の2倍を超える水準での借入れを行った上で	<自己評価> 評定：A 共済団体等に対する貸付業務の適正な実施に取り組んだことに加え、以下の事項を実施したことから、Aとする。 (自己評価の考え方) 不漁の継続や、新型コロナウイルス感染症の影響による多くの魚種における需要減退及び価格低迷により、第4期中期目標・中期計画の策定時において想定していなかった規模の漁業共済による支払が生じたため、令和2年度に国が漁業共済団体に支払うべき保険金の支払不足が生じたが、信用基金から漁業共済団体に保険金相当額の貸付けを実施することにより漁業者への共済	<評定に至った理由> 中期目標及び中期計画に基づく取組を適確に実施することはもとより、令和2年度及び令和3年度について、魚価の大幅な下落(新型コロナウイルス感染症拡大の影響)や深刻な不漁により、想定を上回る規模の漁業共済金の支払が必要となり、支払財源の国庫負担分が一時的に不足する事態となったところ、法人が主体的に民間金融機関から資金を調達し、これを漁業共済団体に貸し付ける取組を行った。このことにより、漁業災害補償制度の安定的かつ円滑な実施に貢献したことから、「A」評価が妥当である。 <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策>	<評定に至った理由> 中期目標及び中期計画に基づく取組を適確に実施することはもとより、令和2年度以降、魚価の大幅な下落や深刻な不漁により、想定を上回る規模の漁業共済金の支払が必要となり、支払財源の国庫負担分が一時的に不足する事態となったところ、法人が主体的に民間金融機関から資金を調達し、これを漁業共済団体に貸し付ける取組を行った(第4期中期目標期間中の新規貸付金308億円)。このことにより、漁業災害補償制度の安定的かつ円滑な実施に貢献したことから、「A」評価が妥当である。 <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> － <その他事項>		

件を処理する。 イ 貸付金利については、貸付目的、調達コスト、市中金利等を考慮した適切な水準に設定する。 ウ 貸付金及び貸付金利息については、定められた期日に確実に回収する。	ての案件を処理する。 イ 貸付金利については、貸付目的、調達コスト、市中金利等を考慮した適切な水準に設定する。 ウ 貸付金及び貸付金利息については、定められた期日に確実に回収する。		の貸付けであった。このように、国・漁済連との借入希望額についての緊密な連絡体制の構築や、民間金融機関から必要額を安定的に調達するための働きかけ等に努めたことにより、出資金等の水準を大きく超える貸付けを安定して実施することを可能とした。 ・ 業務方法書上の貸付限度額について、第4期中期目標期間に緊急避難的な対応が必要となったことを踏まえ、第5期中期目標の開始に向けて、貸付限度額のあり方について検討を行い、出資額の4倍と定めていた貸付限度額を、漁業共済団体への安定的・機動的な資金供給が行えるよう「共済金又は再共済金の支払に必要な額」に変更し、業務方法書の変更を行った（令和5年3月22日認可）。	金の支払いが滞りなく行われた。 令和3年度においては、貸付額及び借入額が業務方法書に定める貸付限度額及び中期計画に定める短期借入金の限度額を超過することが見込まれたため、資金ニーズの動向を適切に見極め、速やかに令和3年度及び4年度における貸付限度額の変更、短期借入金の限度額超過の認可申請を行った（貸付限度額（漁業共済組合連合会について166億円から270億円）、短期借入金の限度額（110億円から227億円））。 また、出資金等の額を大きく超える水準での貸付けを実施するため、国・漁済連との借入希望額についての連絡体制の構築や、民間金融機関から必要額を安定的に調達するための働きかけ等に努めたことが、安定した貸付けの実施を可能とし、漁業共済制度の安定的運営に大きく寄与したこと。 <課題と対応> －	－ <その他事項> －	－
--	---	--	--	---	--	----------

中期目標期間評価 項目別評定調査（業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置）

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
第2-1	事業の効率化（平成29年度対比5%以上の事業費の削減）

2. 主な経年データ									
評価対象となる指標	達成目標	（参考） 平成29年度 （2017年度）		30年度 （2018年度）	令和元年度 （2019年度）	2年度 （2020年度）	3年度 （2021年度）	4年度 （2022年度）	（参考情報） 当該年度までの累積値等、必要な情報
		予算	決算						
事業費（百万円）	－	10,567	4,383	4,120	4,490	3,513	3,354	2,970	
うち保険金（農業）	－	6,946	2,291	2,394	2,464	2,001	1,934	1,761	
保証保険事業助成金（農業）	－	28	28	28	28	279	474	418	令和2年度から、助成内容、助成額及び計上科目を見直したところであり、前年度と数値の継続性はない。
代位弁済費（林業）	－	1,200	673	525	642	419	116	260	
求償権回収事業委託費（林業）	－	20	14	10	7	26	28	14	
保険金（漁業）	－	2,358	1,363	1,147	1,336	692	679	395	
保証保険事業助成金（漁業）	－	14	14	15	14	96	123	122	令和2年度から、助成内容、助成額及び計上科目を見直したところであり、前年度と数値の継続性はない。
削減率（計画値）	中期目標の期間中に、平成29年度比で5%以上削減			－	－	－	－	－	－
29年度予算に対する削減率（実績値）	－	－	－	61.0%	57.5%	66.8%	68.3%	71.9%	5カ年の平均削減率は65.1%。

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価		
			業務実績		自己評価	（見込評価）	（期間実績評価）
第4 業務運営の効率化に関する事項	第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置	<主な定量的指標> ○ 事業費削減率 <その他の指標> なし <評価の視点> 事業費の削減が図られているか	<主要な業務実績> ○ 平成30年度から令和4年度までの5年間の29年度予算に対する平均削減率は、65.1%であり、中期目標期間を通じて定量的指標（5%以上）を達成した。 ○ 事業費（保険金、代位弁済費、保証保険事業助成金及び求償権回収事業委託費）の第4期中期目標期間中の支出額実績は、2. 主な経年データのとおり目標を達成した。 ○ 農業・漁業の各基金協会との事前協議の徹底、適正な引受審査の実施等を通じて保険金支払ないしは代位弁済費の支出の		<自己評価> 評定：A 中期目標期間中の事業費の平均削減率は、65.1%であり、定量的指標（5%以上）の達成度合が120%以上となった。 また、保険金支払ないしは代位弁済費	（見込評価）	
						評定	A
1 事業の効率化 事業費（保険金、代位弁済費、回収奨励金、求償権管理回収助成及び求償権回収	1 事業の効率化 事業費（保険金、代位弁済費、回収奨励金、求償権管理回収助成及び求償権回収					<評定に至った理由> 本項目は定量評価項目であり、事業費削減の目標値の達成度合が120%以上であることから、「A」評価が妥当である。 <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策	<評定に至った理由> 中期目標及び中期計画に基づく取組を適確に実施することにより、令和4年度の事業費の削減率は平成29年度比で71.9%であり、事業費削減の目標値の達成度合が120%以上となったことから、「A」評価が妥

事業委託費)については、中期目標の期間中に、平成29年度比で5%以上削減する。 <想定される外部要因> ・ 保険金及び代位弁済費については、経済情勢、国際環境の変化、災害の発生、法令の変更等の影響を受けるものであるため、評価において考慮するものとする。	事業委託費)については、中期目標の期間中に、平成29年度比で5%以上削減する。		抑制に精力的に取り組んだこと(第1-1-(3)、第1-2-(3)及び第1-3-(2)を参照)により、上記のとおり大幅な削減率になったものと考えられる。	の支出の抑制に向けて、各勘定において精力的に取り組を行った。 以上のとおり、中期目標を上回る水準となったことから、Aとする。 <課題と対応> —	> — <その他事項> —	当である。 <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> — <その他事項> —
--	--	--	--	--	--	--

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
第2-2	経費支出の抑制（平成29年度対比20%以上の一般管理費の抑制）

2. 主な経年データ									
評価対象となる指標	達成目標	（参考） 平成29年度 （2017年度）		30年度 （2018年度）	令和元年度 （2019年度）	2年度 （2020年度）	3年度 （2021年度）	4年度 （2022年度）	（参考情報） 当該年度までの累積値等、必要な情報
		予算	決算						
一般管理費（A）（百万円）		2,011	1,679	1,723	1,860	1,813	1,879	1,607	
うち削減対象外経費（B）		1,599	1,387	1,379	1,531	1,556	1,579	1,434	
一般管理費（削減対象）（A－B）		412	292	345	329	257	299	173	
削減率（計画値）	中期目標の期間中に、平成29年度比で20%以上削減			－	－	－	－	－	
29年度予算に対する削減率	－	－	－	16.3%	20.2%	37.5%	27.3%	57.9%	5カ年の平均削減率は31.8%。

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価		
			業務実績		自己評価	（見込評価）	
2 経費支出の抑制 (1) 業務の見直し及び効率化を進め、全ての支出について、当該支出の可否を検討するとともに、以下の措置を講じること等により、一般管理費（人件費、租税公課、事務所賃料、外部との不正通信の検知に必要な経費、最高情報セキュリティアドバイザーの設置に必要な経費、特殊要因により増減する経費及び中期	2 経費支出の抑制 業務の見直し及び効率化を進め、全ての支出について、当該支出の可否を検討するとともに、以下の措置を講じること等により、一般管理費（人件費、租税公課、事務所賃料、外部との不正通信の検知に必要な経費、最高情報セキュリティアドバイザーの設置に必要な経費、特殊要因により増減する経費及び中期	<主な定量的指標> ○ 一般管理費削減率 <その他の指標> なし <評価の視点> 一般管理費の削減に向けた取組は行われているか	<主要な業務実績> ○ 平成30年度から令和4年度までの5年間の29年度予算に対する平均削減率は、31.8%であり、定量的指標（20%以上）を達成した。 (1) 経費支出の抑制に向けた取組 ○ 役職員に対する費用対効果等のコスト意識の徹底として「一般管理費の経費抑制の取組み」について、役職員専用掲示板において周知した。 ○ 経費支出の抑制につながるものとして、従前よりの取組に加え、主に以下の取組を行った。 ・ 電子決裁の導入及び内部会議への各自のパソコン持ち込み等によるペーパーレス化を推進した。 ・ 会計監査人について、事務の効率化及び監査費用削減の観点から、選定の対象年度を中期目標期間に相当する5年間に改めた。（第3期は、平成27年度から平成29年度までの3年間で対象。） ・ 定期購読物について、勘定ごとの購読から法人単位で各購読物の重複を避けて購読することとした。 ・ 契約については、競争性を働かせる観点から、1者応札・		<自己評価> 評定：A 中期目標期間中の29年度予算に対する平均削減率は、31.8%であり、定量的指標（20%以上）の達成度合が120%以上となった。 また、経費支出の抑制に向けて、従前よりの取組に加え、新たな取組を着実に行った。 以上のとおり、中期目標を上回る水準となったことから、Aとする。 <課題と対応> －	（見込評価）	
						評定	A
						<評定に至った理由> 本項目は定量評価項目であり、経費支出の抑制の目標値の達成度合が120%以上であることから、「A」評価が妥当である。 <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> － <その他事項> －	
						評定	A
						<評定に至った理由> 中期目標及び中期計画に基づく取組を適確に実施することにより、令和4年度の一般管理費（削減対象）の削減率は平成29年度比で57.9%であり、経費支出の抑制の目標値の達成度合が120%以上であることから、「A」評価が妥当である。 <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> － <その他事項> －	

目標期間中に新たに実施する取組（第3の1の(1)及び(2)のイの取組に限る。）に要する経費を除く。）については、中期目標の期間中に、平成29年度比で20%以上抑制する。 ア 役職員に対し、費用対効果等のコスト意識を徹底させる。 イ 業務実施方法を見直す。 ウ 個別業務単位ごとの予算執行状況の期中管理を徹底する。 (2) 人件費（退職手当及び法定福利費を除く。また、人事院勧告を踏まえた給与改定部分を除く。）については、政府の方針を踏まえつつ、適切に対応する。 また、給与水準については、国家公務員の給与水準を十分考慮し、手当を含め役職員給与の在り方について厳しく検証した上で、对国家公務員地域・学歴別指数（地域・学歴別法人基準年齢階層ラスパイレス指数）が	目標期間中に新たに実施する取組（第1の1の(1)及び(2)のイの取組に限る。）に要する経費を除く。）については、中期目標の期間中に、平成29年度比で20%以上抑制する。 (1) 役職員に対し、費用対効果等のコスト意識を徹底させる。 (2) 業務実施方法を見直す。 (3) 個別業務単位ごとの予算執行状況の期中管理を徹底する。		1 者応募の改善に向け、複数の者が確実に入札することが確認できない場合は、当該契約の手続きの中断をする等の取組を行った。 ○ 個別業務単位ごとの予算執行状況について、勘定ごとに業務計画や過去の支出実績等を勘案した「予算執行見込」を策定し、支出実績を確認するなど、適正に期中管理を行った。 ○ 情報システム整備計画(令和4年8月からはIT化推進計画)に基づき、第4期目標期間中に実施予定であったシステム調達を一部見直し、第5期目標期間中に実施することとした。 ○ 一般管理費（人件費等削減対象外とされている経費は含まない。）の第4期中期目標期間中の支出実績は、2. 主な経年データのとおりの目標を達成した。 (2) 人件費の効率化 第4－2を参照。			
--	--	--	--	--	--	--

中期目標期間中は、毎年度100を上回らない水準とし、給与水準の適正化に取り組むとともに、検証結果や取組状況を公表する。						
---	--	--	--	--	--	--

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
第2-3	調達方式の適正化

2. 主な経年データ															
評価対象となる指標		指標	(参考) 平成29年度 (2017年度)		30年度 (2018年度)		令和元年度 (2019年度)		2年度 (2020年度)		3年度 (2021年度)		4年度 (2022年度)		(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
			実績	構成比	実績	構成比	実績	構成比	実績	構成比	実績	構成比	実績	構成比	
一般競争 等入札	件数	—	8件	73%	17件	77%	22件	76%	19件	76%	9件	82%	14件	67%	81件 構成比 75%
	金額（百万円）	—	44	63%	197	88%	1,363	94%	328	75%	170	92%	1,650	95%	3,707百万円 92%
随意契約	件数	—	3件	27%	5件	23%	7件	24%	6件	24%	2件	18%	7件	33%	27件 25%
	金額（百万円）	—	26	37%	27	12%	86	6%	112	25%	15	8%	83	5%	323百万円 8%
合計	件数	—	11件	100%	22件	100%	29件	100%	25件	100%	11件	100%	21件	100%	108件 100%
	金額（百万円）	—	69	100%	224	100%	1,448	100%	440	100%	185	100%	1,733	100%	4,030百万円 100%

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価			
			業務実績	自己評価	(見込評価)		(期間実績評価)	
3 調達方式の適正化 調達に係る契約については、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成27年5月25日総務大臣決定)及び国における取組(「公共調達の適正化について」(平成18年8月25日付け財計第2017号財務大臣通知))等を踏まえ、以下の事項を着実に実施する。 (1) 調達等合理化計画 ア 信用基金が毎年度策	3 調達方式の適正化 調達に係る契約については、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成27年5月25日総務大臣決定)及び国における取組(「公共調達の適正化について」(平成18年8月25日付け財計第2017号財務大臣通知))等を踏まえ、以下の事項を着実に実施する。 (1) 調達等合理化計画 ア 信用基金が毎年度策	<主な定量的指標> なし <その他の指標> なし <評価の視点> 調達に係る契約についての政府の方針を踏まえて、適正な調達に向けた取組は行われているか	<主要な業務実績> (1) 調達等合理化計画 ア 毎年度策定した調達等合理化計画に基づき、一般競争入札等の着実な実施、1者応札・1者応募の改善の取組、合理的な調達の実施等に取組み、調達方式の適正化を図った。 平成30年度から令和4年度までの一般競争入札等は81件、37億7百万円で、契約全体に対する割合は、件数で75%、金額で92%であった。 なお、1者応札・1者応募となった入札は、13件であった。 また、随意契約は27件、3億23百万円で、契約全体に対する割合は、件数で25%、金額で8%であった。 イ 業務内容の把握や企画提案書・技術提案書の作成業務等に必要な準備期間の十分な確保に努めるため、各年度において発注予定の入札について、事前に信用基金ウェブサイトにて公表するとともに、平成30年度から令和4年度までに締結した契約に係る情報について、契約情報取扱公表要領に基づき、信用基金ウェブサイトにて公表した。 また、1者応札・1者応募の改善のフォローアップとして、各調達案件について、改善項目ごとに取組状況の確認を行った。 ○予定されている契約の事前公表 https://www.jaffic.go.jp/procurement/index.html ○競争入札の公表 https://www.jaffic.go.jp/procurement/procurement/competitive.html ○随意契約の公表 https://www.jaffic.go.jp/procurement/procurement/voluntary.html	<自己評価> 評定：A 毎年度策定した調達等合理化計画に基づき、一般競争入札等の競争性のある契約の締結に努め、公正性・透明性を確保した合理的な調達を着実に実施した。 また、調達等合理化計画に掲げる「1者応札・1者応募の改善の取組」の運用を徹底した結果、1者応札・1者応募となった入札は、令和2年度1件、令和3年度0件、令和4年度0件となった。 以上のことから、中期目標を上回る水準の取組を	評定	A	<評定に至った理由> 調達方式の適正化に向け、公正性・透明性をより一層確保した調達を実現するため、入札方法について、複数の者の入札・応募がなく、1者応札・1者応募となった場合には手続きを中断して再度公告を行うという法人独自の取組を導入したことはもとより、この取組の徹底により、法人の調達事例において、落札価格と次順位の入札価格との差が約3億円生じるなど、複数名による応札の効果が発現している	<評定に至った理由> 調達方式の適正化に向け、令和3年度に、法人が独自に、公正性・透明性をより一層確保した調達を実現するため、入札方法について、複数の者の入札・応募がなく、1者応札・1者応募となった場合には手続きを中断して再度公告を行うという法人独自の取組を導入し、令和4年度も継続した。この取組の徹底により、法人の調達事例において、落札価格と次順位の入札価格との差が1年当たりで最大約3億円生じるなど、複数名による応札の効果が発現